

平成 29 年（ワ）第 164 号、  
 平成 30 年（ワ）第 55 号 損害賠償請求事件  
 原告 林 修 外 163 名  
 被告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面（10）

（弁済の抗弁についての考え方及び被告による訴訟外での賠償について）

令和 3 年 4 月 23 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

同

同

同

同

同

同

同

被告訴訟復代理人 弁護士

同

田 中 清

棚 村 友 博

金 山 伸 宏

田 中 秀 幸

中 嶋 乃 扶 子

青 木 翔 太 郎

小 谷 健 太 郎

川 見 唯 史

三 森 健 司

堀 口 拓 也

外

## 目次

第1	弁済の抗弁についての考え方	8
第2	被告による訴訟外での賠償について	4
1	精神的損害の賠償について	5
2	既払金に対応する損害が認められない賠償費目	7
	(1) 生命・身体的損害のうち因果関係が「不明」「なし」である中で支払われている賠償金	7
	(2) 住居確保費用の賠償金	7
	(3) 物品購入費としての賠償金	8
	(4) 就労不能損害・営業損害の支払額のうち「特別の努力」分	9
3	損害の発生・数額を確認することなく賠償しており、これに対応する損害が生じていると認められない賠償費目	10
	(1) 簡易請求方式・包括請求方式による賠償分	10
	(2) 住宅の補修・清掃費用のうち定額30万円の支払分	11
	(3) 家財賠償のうち定額賠償分	12
	(4) 不動産（土地、建物、構築物・立木）に対する賠償金	13
	(5) 追加的費用名目での賠償金のうち証憑に基づかず支払われた部分	14
4	一応の証憑に基づき支払われているものの、その一部についてはこれに対応する損害が生じていると認められない可能性のある損害項目	15
5	結語	16

## 第1 弁済の抗弁についての考え方

被告準備書面（6）〔弁済の抗弁について〕、同（7）〔伊藤眞名誉教授の意見書に基づく補充主張〕、同（8）〔早川眞一郎名誉教授の意見書に基づく補充主張〕及び同（9）〔窪田充見教授の意見書に基づく補充主張〕において詳述したとおり、不法行為に基づく損害賠償請求の請求権の個数については、同一の加害行為による財産的損害と精神的損害はその賠償の請求権としては1個であり、両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合には1個の訴訟物を構成する（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁）。

したがって、本件事故による損害のうち慰謝料のみについて賠償を求める原告らの請求は、1個の請求権のうち慰謝料のみについて賠償を求める一部請求に該当する。

このような一部請求に対して既払金による弁済の抗弁が主張された場合の判断方法としては、原告が被った財産的損害及び精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するものとされている（いわゆる「外側説」・最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁）。

以上により、本件における原告らの請求の判断に当たっては、まずは損害の全額を確定し、その損害の全額から弁済額の全額を控除した残存額を算定した上、一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超えるときはその残存額の限度で認容し、残存額がなければ請求を棄却することになる（乙B160の2頁、9～11頁）<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> なお、本件事故による損害の賠償請求権に関し請求権が1個であること及び外側説を前提として上記の帰結を明示する高裁判決として東京高判令和3年2月19日、これと同様の処理により原告らの請求を判断するものとして札幌地判令和2年3月10日、千葉地判平成31年3月14日、福岡地判令和2年6

主張・立証の構造という点からみると、いうまでもなく、請求を基礎付ける事実については原告が主張立証責任を負うものであり、本件においても、既払金によっては填補されていない損害があると主張しこれを請求する原告らにおいて、訴訟物とされている慰謝料請求権の外側を構成する請求権部分も含めて主張立証責任を負うこととは上記の判例法理（請求権1個説、外側説）から導かれる当然の帰結である。

## 第2 被告による訴訟外での賠償について

上記「第1」において述べたとおり、一部請求に対し外側説に基づいた既払金控除がなされることを前提としても、仮に（損害項目ごとの）既払金に見合う損害が生じていたとすれば、訴訟物とされている慰謝料請求権の外側を構成する請求権部分とそれに対する弁済の額が一致することとなり、本件で審判対象となっている訴訟物に対する認定額から控除されるべき弁済がないこととなる。

しかしながら、被告による訴訟外での賠償は、損害の発生・数額を必ずしも個別に確認の上で行われているものではなく、既払金があるからといってそれに対する損害（請求権）が認められるものではない。この点が交通事故をはじめとする一般的な損害賠償請求訴訟とは大きく異なることに十分留意される必要がある。

すなわち、被告は、訴訟外において、中間指針等を踏まえて多様な費目の下で各種の賠償を実施しており、本件訴訟の原告らの多くも被告からすでに賠償金を受領している。これら訴訟外での賠償金の支払いにおいては、被害者の生活再建という観点から、法的な評価としての「損害」には本来該当しない中で支払われている賠償金があるほか、極めて多数

に及ぶ被害者に対し迅速に賠償を実施する観点から、個別に損害の有無・数額を確認することなく定型的な算定方法に基づいて支払いを実施している実情にある。

このような訴訟外での賠償を経て、訴訟において認められるべき損害額を超えた支払がなされている部分については、（訴訟物の外側部分も含めた請求権の全体について、算定の便宜として、損害項目ごとに検討し損害を積み上げるとしても）支払の余剰部分が本件訴訟での請求対象となっている慰謝料の認定額から控除されることとなる。

以下においては、被告による訴訟外での賠償において、どのような賠償項目に本来訴訟において認められるべき損害額を超えた支払がなされているのかを明らかにする。なお、直接請求手続における賠償額算定方法等の詳細については、別途、改めて書面で明らかにする予定である。

## 1 精神的損害の賠償について

本書の主旨（訴訟物とされている慰謝料請求権の外側を構成する請求権部分において、本来認められるべき損害額を超えた支払がなされているいわば余剰部分があることを明らかにすること）とは少し異なるが、そもそも精神的損害に関しても、個別の原告らの事情によっては本来認められるべき損害を超える賠償がなされていること、したがって被告の提示賠償額を超える慰謝料が認定されるためには各原告が有している個別事情が十分に主張・立証される必要があることについて簡潔に述べておく。

被告は精神的損害に関し、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき、区域ごとに設定した一律の金額の賠償を実施している。本件訴訟の原告らに關していくと、帰還困難区域につき各自 1450 万円、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域につき各自 850

万円、旧緊急時避難準備区域につき各自 180 万円を基本として、個別の事情（避難所生活等）に応じてこれをさらに増額の上で支払うこととしている。

しかしながら、精神的損害は被害者の肉体的・精神的苦痛を慰謝するものであるから、精神的損害の評価・算定における考慮要素は個々の被害者によって異なり、その額も被害者の個別事情によって当然に異なる。すなわち、同じ区域に居住していた者であっても、精神的損害の額は本来同一ではなく、それぞれの事情に応じて異なるはずのものである。

この点、中間指針等が定める賠償額は大多数の者にとって損害の填補として十分な金額水準となるよう定められたものであることから、個々の被害者が有する個別事情に基づいて各自の慰謝料額の認定をすれば、中間指針等が定める賠償額の水準を下回る損害しか認められない場合もあることとなる。たとえば本件の原告らに関するも、本書添付の別紙 1（避難終了の時期一覧表）が示すように、現段階において明らかとなっている限度での原告らの個別事情をみても、平成 24 年以降、避難指示の対象となった多くの原告が帰還または移住により避難を終了していることが確認される。帰還や移住により早期に平穏な生活が回復されている原告らについては、自主賠償基準が区域ごとに定めた一律の額を下回る慰謝料額が妥当することとなる。

このように、精神的損害の名目による支払自体をとっても、個別の原告らの事情によっては損害を超える賠償がなされていることとなるのであり、本件における原告ら主張の当否の判断に際してはこの点にも十分に留意される必要がある。

## 2 既払金に対応する損害が認められない賠償費目

### (1) 生命・身体的損害のうち因果関係が「不明」「なし」である中で支払われている賠償金

「生命・身体的損害」名目での賠償は、医療費、入通院慰謝料、交通費、宿泊費、証明書取得料等を対象とするものであるところ、直接賠償手続においては、請求者から提出された診断書において当該疾病と本件事故との因果関係が「不明」「なし」とされている中でも賠償を行っている場合がある。本書添付の別紙2（既払い金一覧表）のうち、「生命・身体的損害（入通院慰謝料）」及び「生命・身体的損害（入通院慰謝料を除く）」欄の黄色セル「因果関係不明」「因果関係なし」に記載された金額がこれに該当する。

本来、因果関係が「なし」である場合はもとより、これが「不明」である場合にも本件事故に起因するものとして賠償されるべき損害は認められない。

したがって、診断書上、因果関係が「不明」「なし」とされている中で支払われた生命・身体的損害については、当該支払いに対応する損害が認められず、損害を上回る賠償金が支払われていることとなる。

### (2) 住居確保費用の賠償金

被告が中間指針第四次追補（乙B9）を踏まえて行っている住居確保損害の賠償は、自宅住居に係る財物損害の賠償金のみでは移住先の住居等の購入ができない場合も想定されることから、自宅住居に係る財物損害の賠償に加えて、移住先住居の購入価額（帰還の場合には、本件事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕または建替えのための費用）と自宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を追加的な費用として支払うもので、その実質は、本件事故による財物

損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を填補するものである。

これは、物の滅失・毀損に対する損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁の枠を超えて、被害者支援という政策的見地から、財物の交換価値（時価）の賠償を超えて支払いを行っているものであって、財産的損害の賠償としてではなく、まさに避難生活を終了して生活再建を図り平穏な生活を回復するための資金として支払われているものである。

したがって、住居確保費用として支払われた賠償金については、精神的損害に対する賠償として、その全額が当然に慰謝料の認定額から控除される。

### （3）物品購入費としての賠償金

被告は、避難生活中に生じた幅広い物品購入費用について賠償を実施している（その対象は、家電製品、家具その他日用品のほか、衣料品、就学先での制服や学用品の購入費用、スタッドレスタイヤ購入費用等、多岐にわたる）。本書添付の別紙2（既払い金一覧表）記載の「物品購入費」欄の金額は、これら物品購入費用に対する賠償の合計額を示している。

「物品購入費」の賠償は、通常の生活費の増加分に対してなされた賠償については「精神的損害」の賠償と重複する（中間指針〔乙B5〕「第3」6の備考<sup>2</sup>参照）。また、通常の生活費の増加分とは評価さ

---

<sup>2</sup> 避難等対象者が受けた精神的損害の損害額算定に当たっては、「原則として、避難費用のうち『生活費の増加費用』を加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的であると判断した」とされている。

れないような家電製品、家具など家財道具の購入費用に対してなされた賠償については、本件事故時点で保有していた家財道具の財物価値の喪失・減少に対するものとして支払われている「家財賠償」と重複する。

すなわち、「物品購入費」としてなされた賠償は、通常の生活費の増加分である、それを超える家財道具の行為態様であれ、精神的損害に含まれる生活費增加分や家財賠償によって損害が填補されているのであって、これらの賠償を受領しながら「物品購入費」としてさらに追加で賠償されるべき損害はなく、「物品購入費」としての支払に対応する損害が生じているとは認められない。

以上により、「物品購入費」の支払額については、その賠償額に対応する損害がない中でなされた支払であって、慰謝料の認定額から控除される必要がある。

#### (4) 就労不能損害・営業損害の支払額のうち「特別の努力」分

被告は、本件事故により失業や営業休止を余儀なくされたことによる財産上の損害について、営業損害または就労不能損害として、精神的損害とは別途にこれを賠償している。この就労不能損害の賠償に関しては、平成23年3月11日以降に新たに就労した先の勤め先から得ている収入のうち、一定範囲（月額50万円を上限）について、「特別の努力」により得られた収入として賠償金から控除せずに支払いを行う取り扱いをしている<sup>3</sup>。すなわち、当該期間の就労状況（営業損害であれば事業状況）を確認することなく、減収率100%と取り扱つ

---

<sup>3</sup> なお、個人事業主及び法人の営業損害（逸失利益）に関しては、平成24年3月以降に得た利益を「特別の努力」によるものとして賠償金から控除せずに支払いを行う取り扱いをしている。

て、一律に就労不能損害（または営業損害）を賠償している。

この点、我が国における不法行為に基づく損害賠償制度は「不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするもの」（最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁）とされ、「損害」とは、不法行為がなかったならば存在したであろう財産状態（利益状態）と当該不法行為がされた現在の財産状態（利益状態）との差を金銭評価した差額と捉えられている（いわゆる差額説）。

被告が就労不能損害の算定において控除していない「特別の努力」分については、差額説に基づいて算定される損害額を超えてなされた支払いであって、慰謝料の認定額から控除される必要がある。

### 3 損害の発生・数額を確認することなく賠償しており、これに対応する損害が生じていると認められない賠償費目

#### （1）簡易請求方式・包括請求方式による賠償分

被告は、平成23年12月以降を対象として、実費（避難・帰宅費用、一時立入費用、生命・身体的損害、検査費用（人）、検査費用（物））の賠償に関し、「簡易請求方式」による賠償を実施している。これは、各請求者に対する従前の賠償実績（平成23年11月末までの期間に関する賠償の実績）に基づいてあらかじめ設定した請求金額<sup>4</sup>をもとに、簡易に支払いを実施するための手続きであり、請求金額についての説明・疎明は不要とされている。

さらに、被告は、平成24年6月以降の期間を対象として、「包括請

---

<sup>4</sup> 従前の請求において支払われた実績を万の位に切り上げた金額を基に、その100%、75%、50%及び25%に相当する金額をあらかじめ請求書に印字し、請求者がこのいずれかを選択することにより請求がなされる。請求にあたって、請求者において請求金額に関する説明や資料の添付は不要とされる。

求方式」による簡易な請求方式を選択できるようにしている。すなわち、避難費用、帰宅転居費用、一時立入費用、家族間移動費用、検査費用等に関し、損害の発生・数額について何らの説明・疎明を求めることなく、将来分も含めて、以下の金額を対象者に一律に支払うものとしている。

帰還困難区域：94万7000円／人（H24.6.1～H30.3.31）

旧居住制限区域：114万7000円／人（H24.6.1～H30.3.31）

旧避難指示解除準備区域：114万7000円／人（H24.6.1～H30.3.31）

旧緊急時避難準備区域：11万7000円／人（H24.6.1～H24.8.31）

本書添付の別紙2（既払い金一覧表）記載の「包括・簡易請求分」欄の金額は、これら「簡易請求方式」「包括請求方式」に基づいて支払われた賠償金の合計額を示している。

このような「簡易請求方式」「包括請求方式」による賠償額は、対象期間における実際の支出の有無や金額を確認することなく支払われているものであって、これらの支払いが対象とする各種費用について本件事故と相当因果関係のある支出の有無及その数額が原告らによって主張・立証されない限り、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。

## （2）住宅の補修・清掃費用のうち定額30万円の支払分

被告は、本件事故時に旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市要請区域に居住していた者に対し、住宅等に生じた損傷を原状回復するために本件事故発生から平成25年3月31日までに実施された補修・清掃費用として、所有者に対し住宅1戸あたり定額30万円を標準額として賠償を行っている（平成25年3月31日以降に実施された補修・清掃費用についても個別の賠償を実施しているが、

本書添付の別紙2（既払い金一覧表）記載の「住宅等の補修・清掃費用（定額分）」は定額30万円の支払のみを記載したものである。

この30万円の賠償については、賠償の対象者がこれを請求する旨の申告さえ行えば賠償される扱いとなっており、実際に生じた費用の額について特段の説明や疎明を求めていないほか、たとえ実際に生じた費用が30万円未満であるとの申告がなされた場合であっても一律に30万円が支払われるものであり、30万円の支払額に見合う損害が生じていたものではない。したがって、本件事故と相当因果関係のある補修・清掃費用の支出の有無及その数額が原告らによって主張・立証されない限り、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。

### （3）家財賠償のうち定額賠償分

被告は、家財の保有状況やその財物価値につき個別の説明・疎明を求めることなく、世帯構成と避難区域の種類に応じて下掲のテーブルに基づき算定される金額の賠償を行っている。

世帯構成 居住されていた 場所	単身世帯の場合 (定額)		複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じた加算額)		
	学生	世帯 基礎額	加算額		
大人1名 あたり	子供1名 あたり				
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域	245万円	30万円	355万円	45万円	30万円
避難指示解除準備区域					

※ 警戒区域、計画的避難区域(避難指示区域の見直しが完了していない区域)に居住されていた方につきましては、居住制限区域・避難指示解除準備区域と同額の賠償をさせていただきます。その後、帰還困難区域に指定された場合は、差額を賠償させていただきます。

このような家財賠償についても、上記のテーブルに基づき算定される数額に見合う損害が必ずしも生じていたものではない。したがって、損害の数額（本件訴訟による家財の財物価値の喪失・減少分）が原告らによって主張・立証されない限り、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。

#### （4）不動産（土地、建物、構築物・立木）に対する賠償金

被告は、帰還困難区域に所在する不動産については本件事故時点の価値相当額の全額を賠償し、旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域に所在する不動産については事故時点から6年（72か月）でその価値の全てが失われたものとみなした上で、避難指示の解除までの期間に応じた割合分の賠償を実施している（たとえば避難指示の対象となった期間が本件事故から65か月の地域に所在する不動産については、当該不動産の本件事故時点の価値の72分の65に相当する金額を賠償している。）。

不動産に関するこのような賠償額の算定方法は、多数の被害者に対し迅速に賠償を実施する観点から、個々の不動産について本件事故に起因する価値の減少分が主張・立証されずとも賠償を実施できるよう、簡易な一律の算定方法が用いられているものである。しかしながら、少なくとも避難指示が解除されれば不動産を使用、収益または処分することに支障はなく、現に元の居住地に帰還し生活を送っている住民もあるのであって、不動産（特に土地）について本件事故から6年（72か月）の経過をもってその価値の全てが失われたものと一律にみなすこと自体が不動産の価値に関する実態と乖離している。

また、全損として不動産の価額の全部を賠償した場合においても、その所有権は原告らに残置され、避難指示解除後に帰還して利用・処

分することが可能である。

さらに、中間指針第二次追補（乙B7）においては、「（財物の）賠償後に東京電力株式会社の費用負担による除染、修理等によって価値が回復した場合には、当事者間の合意によりその価値回復分を清算することが考えられる」とされているところ、被告はその費用負担による除染がなされ財産的価値が回復した場合にも、その価値回復分を清算するという取扱いはしていない。

以上のような賠償実態に鑑みると、不動産に関し被告が実施した賠償については、既払金に見合う損害が必ずしも認められるものではなく、各不動産について損害の数額（本件訴訟による財物価値の喪失・減少分）が原告らによって主張・立証されない限り、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。

#### （5）追加的費用名目での賠償金のうち証憑に基づかず支払われた部分

被告は、避難により生じた各種の費用支出を幅広く賠償対象としているところ、これらの賠償の中には、損害の発生・数額についても説明・疎明を求めることなく支払っているものがある。例えば「通院交通費等の生活費増加分」との名目にて、通院のための支出の有無・数額を何ら問うことなく（通院を行った事実があることすら、賠償の要件とはしていない。）、対象者に一律各自20万円を賠償している。また、避難費用や家族間移動費用に関しては、実際に生じた費用支出に基づく算定ではなく、高い水準で定めた標準額（同一都道府県内の移動であれば交通手段や実際の出費額を問わず一律に1回あたり片道5000円など）に基づき賠償を行っている。本書添付の別紙2（既払い金一覧表）の「追加的費用（証憑無）」欄記載の金額は、このように証憑に基づくことなく支払われた追加的費用の金額を集計したもの

のである。

このように、実際の損害額を確認することなく支払っている賠償金については、損害の有無及びその数額が原告らによって主張・立証されない限り、支払に対応する損害が認められず、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。

#### 4 一応の証憑に基づき支払われているものの、その一部についてはこれに対応する損害が生じていると認められない可能性のある損害項目

上記3で挙げた以外の賠償費目については、一定の証憑に基づいて賠償を行っているものの、多数の被害者に対し迅速に賠償を実施する観点から、定型的な処理の中で可能な限度での確認・算定を実施しているにとどまる。

たとえば、「生命・身体的損害」の賠償に関し、請求者から提出された診断書において、疾病の発生と避難生活との因果関係を「有」とする医師の判断が示されていたとしても、そのような医師の判断は必ずしも法的にみて相当因果関係があることを意味するものではないが、被告は診断書において因果関係が「有」とされているもののみならず、「不明」と記載されている場合であっても一律に賠償対象外とすることなく賠償金を支払っている実情にある。

したがって、上記3で挙げた以外の賠償費目のもとでの支払についても、必ずしも賠償に対応する損害が生じていたとは認められない場合が含まれるのであって、上記3と同様、各項目の損害の有無及びその数額が原告らによって主張・立証されない限り、支払に対応する損害が認められず、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。

## 5 結語

以上のとおり、被告が訴訟外において実施している賠償のうち、上記2で挙げた各賠償項目に関しては、これに見合う損害が生じているものではなく、その全額が本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。また、それ以外の賠償項目のもとでの支払に関しても、上記3及び4で述べたように、損害の発生及び数額について個別に説明・疎明を求めることなく定型的・一律に（あるいは最低限度の事実確認のみをもって）支払いがなされており、損害の有無及びその数額が原告らによって主張・立証されない限りは支払に対応する損害が認められず、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除されるべきである。

以上

## 居住制限区域・避難指示解除準備区域

**凡例** 移住(不動産購入・賃貸、復興住宅入居) 移住(不動産購入・賃貸、復興住宅入居以外)  
詳細不明 死亡 遊覧指示区域の居住実態無し 事故後の状況について情報なし

居住制限区域・避難指示解除準備区域

例 移住(不動産購入・賃貸、復興住宅入居) 移住(不動産購入・賃貸、復興住宅入居以外)  
詳細不明 死亡 避難指示区域の居住実態無し 事故後の状況について情報なし

上記については、訴状、陳述書及び登記情報等から現時点で確認できる情報をとりまとめたものであり、灰色「詳細不明」部分について、避難生活の継続及びその必要性・合理性を認めるものではない。

帰還困難区域

例 移住(不動産購入・賃貸、復興住宅入居) 移住(不動産購入・賃貸、復興住宅入居以外)  
詳細不明 死亡 避難指示区域の居住実態無し 事故後の状況について情報なし

記については、訴状、陳述書及び登記情報等から現時点で確認できる情報をとりまとめたものであり、灰色「詳細不明」部分について、避難生活の継続及びその必要性・合理性を認めるものではない。

世帯番号	枝番	氏名	世帯合計	弁済の抗弁として主張する額																				(内訳)③住居確保損害	(内訳)④弁護士費用								
				過払の可能性・程度 ⇒高			(内訳)①精神的損害			(内訳)②財産的損害																							
				(内訳) 個人合計 ①+②+③+④	【再掲】 最低限の資 料に基づき 高い水準で 賠償	【再掲】 損害の発 生も確認 せず賠償	【再掲】 因果関係 の立証なく 賠償／重 複賠償	包括 慰謝料	生命・身体的の損害 (入通院慰謝料)			追加的 費用 (証憑有)	追加的 費用 (証憑無)	物品購入 費用	包括 簡易 請求	住宅等の 補修・清掃 費用 (定額分)	就労不能損害		生命・身体的の損害 (入通院慰謝料除く)			動産		不動産			事業 個別請求分						
1	1	林 修一	249,240,704	79,623,702	33,709,694	42,315,666	3,598,342	8,580,000	42,000	138,600	33,600	11,456,485	937,000	423,492	1,147,000	0	13,811,210	0	47,100	160,550	2,100	4,900,000	2,250,630	17,278,855	0	0	20,000	6,082,269	0	9,472,811	2,840,000		
	2	林 好一		131,423,987	924,000	76,726,293	53,573,694	8,520,000	0	67,200	0	0	535,000	587,611	1,147,000	0	0	0	0	100,500	0	4,450,000	904,000	16,268,223	36,410,446	9,595,624	20,000	0	0	0	52,818,383	0	
	3	林 キヨ子		10,835,344	306,040	10,016,000	513,304	8,520,000	218,400	197,400	0	0	349,000	139,614	1,147,000	0	0	0	0	87,660	176,290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4	林 文子		14,978,138	3,769,883	10,007,000	1,001,255	8,520,000	147,000	348,600	0	9,541	340,000	431,585	1,147,000	0	0	3,759,042	0	54,300	219,490	1,580	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	5	林 真理絵		12,379,513	1,692,320	10,136,000	551,193	8,520,000	0	0	0	0	469,000	521,193	1,147,000	0	0	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	1	猪狩 弘道	157,994,929	62,631,798	9,021,871	53,563,327	46,600	8,520,000	0	0	0	0	271,000	46,600	1,172,000	0	0	0	0	0	0	0	4,450,000	510,000	10,564,081	23,248,995	5,332,251	0	8,511,171	0	0	0	0
	2	猪狩 マサ子		95,263,131	3,400,000	34,132,428	57,630,703	8,520,000	0	0	0	0	0	0	1,147,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3※	1	麻原 佐知恵	51,526,702	11,203,702	76,400	10,814,200	313,102	8,500,000	0	0	0	0	76,400	1,167,200	313,102	1,147,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	麻原 清哉		10,142,000	15,000	10,127,000	0	8,580,000	0	0	0	0	15,000	0	0	1,147,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3	麻原 美紅		10,142,000	15,000	10,127,000	0	8,580,000	0	0	0	0	15,000	0	0	1,147,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4	麻原 葵々未		10,142,000	15,000	10,127,000	0	8,580,000	0	0	0	0	15,000	0	0	1,147,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	5	麻原 愛実		9,897,000	0	9,897,000	0	8,580,000	0	0	0	0	917,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
4	1	黒田 道弘	60,382,439	35,716,611	30,234,178	5,468,183	14,250	8,540,000	67,200	0	0	0	384,300	609,000	0	917,000	0	0	0	0	43,150	14,250	0	127,238	0	1,366,360	20,000	29,719,528	0	608,585	0		
	2	黒田 マチ子		3,181,672	315,676	2,377,000	489,096	1,840,000	214,200	0	0	0	0	420,000	489,096	117,000	0	0	0	101,376	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3	訴外1 原告:道弘の子の子		2,925,000	0	2,925,000	0	2,650,000	0	0	0	0	275,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	4	訴外2 原告:道弘の子の子		2,925,000	0	2,925,000	0	2,650,000	0	0	0	0	275,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	5	訴外3 原告:道弘の子の子		2,925,000	0	2,925,000	0	2,650,000	0	0	0	0	275,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
5	1	黒田 道弘	73,056,705	58,998,892	21,533,628	29,865,846	7,599,418	9,100,000	168,000	0	0	0	0	893,180	110,000	819,558	1,147,000	0	0	27,000	18,340	0	1,310,000	42,000	17,459,946	0	498,900	30,000	0	0	240,000	6,761,500	0
	2	黒田 マチ子		10,902,000	0	10,902,000	0	10,100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	3	訴外1 原告:好信の母		3,155,613	56,450	2,703,050	196,313	2,645,000	0	0	0	0	0	0	56,450	128,050	196,313	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4	訴外2 原告:好信の父		2,925,000	0	2,925,000	0	2,650,000	0	0	0	0	275,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	5	訴外3 原告:好信の妻		2,925,000	0	2,925,000</td																											



※本件事故後に離婚した世帯については、離婚により世帯を離れた訴外者が受領した世帯全体会員の賠償金や、訴外者を名宛とする賠償金等が(離婚前に受領した分も含めて)採録されていないため、「世帯合計」が実態よりも少ない場合がある。